

令和5年度

第5回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和5年6月28日

芽室町教育委員会

# 会 議 録

令和5年6月28日第5回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階第7会議室で開催した。

○開会時間 16時00分

○閉会時間 16時30分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥 本 和 宏  
委員 福 井 栄 子  
委員 松 久 大 樹  
委員 土 井 慎 悟

○欠席委員 なし

○出席職員 教育長 程 野 仁  
教育推進課長 有 澤 勝 昭  
生涯学習課長 江 崎 健 一  
教育推進課課長補佐 清 末 有 二  
教育推進課教育総務係長 金 須 智 秋  
教育推進課教育推進係長 橋 本 岳

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前会議録の承認
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 報告第5号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
- 日程第5 報告第6号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第6 報告第7号 就学指定校変更認定の件（非公開）
- 日程第7 議案第11号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件
- 日程第8 議案第12号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件
- 日程第9 議案第13号 芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件

◎日程第1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は5名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第5回教育委員会会議を開会いたします。

日程第1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第16条に基づき、教育長及び会議で決めた委員1名とすることから、本会議の会議録署名委員は松久大樹委員とします。

◎日程第2「前会議録の承認」

○程野教育長 日程第2「前会議録の承認」についてであります。質疑等ございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 前会議録のとおり承認いたします。

◎日程第3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第3「教育長の報告」について、各課からお願いします。教育推進課長。

○有澤教育推進課長 教育推進課所管事業について御報告いたします。

5月27日、6月3日には、町内小中学校体育祭・運動会が開催されました。また、6月は、定例議会の月であり、教育委員会への一般質問はありませんでしたが、6月1日、議会初日追加補正の提案を行っております。以上です。

○程野教育長 生涯学習課長。

○江崎生涯学習課長 生涯学習課の所管事業について御報告いたします。

3 ページ目をお開きください。3 ページ目上段、二つ目に、5 月 26 日に芽室町トレーシー市交流協会定期総会ということで実施してございます。この中では、来年 3 月にトレーシー市に訪問する予定で進めていきたいというところで、そちらの経費等については当初予算では計上していないものですから、9 月補正予算として提案するよう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それと、5 月 31 日、チャレンジデー2023 ということで実施しておりますが、今年度をもって笹川スポーツ財団の支援のほうが打ち切りとなるものでございます。

今後の取組というところでは、実行委員会の中でも何らかの形で来年度以降も実施してはどうかという意見もありますので、今後、考えてまいりたいと思います。

生涯学習課は以上であります。

○程野教育長 以上、教育長の報告といたします。

本日の会議は、この後、2 件の非公開の日程がありますので、議事進行において提案説明の前に非公開の決定をお願いします。

日程第 5「報告第 6 号 芽室町奨学金貸付の件」、日程第 6「報告第 7 号 就学指定校変更認定の件」については、芽室町教育委員会会議規則第 12 条第 1 号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害する恐れがある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 以上をもって、非公開といたします。

◎日程第 4「報告第 5 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」

○程野教育長 日程第 4「報告第 5 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 1 ページになります。日程第 4「報告第 5 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件」についてであります。

学校教育法第 19 条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしましたので報告いたします。

2 ページを御覧ください。令和 5 年度就学援助認定総括表であります。令和 5 年 6 月申請数は 7 世帯で、うち 6 世帯が認定、1 世帯が不認定となっております。

3 ページにお進みいただき、6 月現在の申請世帯は 132 世帯、認定世帯

が 117 世帯、内訳は要保護世帯が 2 世帯、準要保護世帯が 115 世帯となっており、不認定世帯は 15 世帯となっています。

ページ中段以下は、各小中学校別の認定者数、不認定者数で、準要保護認定者数につきましては、小学校で 95 名、中学校で 66 名、合わせて 161 名、認定率は右上の表にございますが 10.5%となっております。

以上で報告を終わります。

○程野教育長 この件について、質疑はございますか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 5 「報告第 6 号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)」

○程野教育長 日程第 5 「報告第 6 号 芽室町奨学金貸付の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6 「報告第 7 号 就学指定校変更認定の件(非公開)」

○程野教育長 日程第 6 「報告第 7 号 就学指定校変更認定の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 7 「議案第 11 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 7 「議案第 11 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 16 ページになります。

日程第 7 「議案第 11 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会委員委嘱の件」について、御説明いたします。

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

なお、設置規則につきましては、今年 3 月 24 日の教育委員会会議の中でお話させていただき、承認いただいております。

17 ページを御覧願います。記載してございますが、今回の委任委嘱は、令和 5 年度以降の休日部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備に向けまして、町内の中学校校長、社会教育委員、スポーツ推進員を芽室町体育会の代表で構成する準備会を設置するものであり、当日配布資料の追加の 1 ページ目に記載しておりますが、6 名の方に委任

を委嘱しようとするものであります。

なお、委嘱期間につきましては、委嘱の日から 1 年と規定するというのが規約の中に定められておりますが、初年度につきましては年度末の令和 6 年 3 月 31 日までとしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

鳥本教育長職務代理人。

○鳥本教育長職務代理人 今回、6 名というところで、中学校に関するところが中心になると思うのですが、小学校の少年団というところの理解できる方もいた上でその 6 名が組織としてできているのか。できたら少年団というか、小学校も理解できる方がいたらいいのかなと思うのですが。

○江崎生涯学習課長 今回、推選しております社会教育員、スポーツ推進員、芽室町体育会この 3 名の方については、少年団活動に精通はしておりますので、委員おっしゃられるような小学校にももちろん知っている方ということではあります。

○程野教育長 そのほか、いかがですか。それでは、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 8「議案第 12 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件」

○程野教育長 日程第 8「議案第 12 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 19 ページになります。

日程第 8「議案第 12 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会委員委嘱の件」について御説明いたします。

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則第 2 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

この規則につきましても、令和 5 年 3 月 24 日、教育委員会にて承認いただいた件でございます。

20 ページを御覧願います。1 の目的にも記載してございますが、今回の委員委嘱は、小中一貫教育基本方針の策定に向けまして、町内小中学校校長、教頭、保護者の代表で構成する策定委員会を設置するものであり、当日配布の追加資料の 2 ページ、裏面になりますが、12 名の方に委員を委嘱しようとするものであります。

なお、委嘱期間につきましては先ほど同様、初年度につきましては年

度末の令和6年3月31日までとするものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

松久委員。

○松久委員 本題とちよつとずれる話で申し訳ないですが、先ほどの任命の期間の話がありまして、これ1年経過して、また来年これを任命なり、委嘱なりするというのが、その年度を超えた後に起こるのですか。4月1日付で交代し、また来年、こういうふうに名簿が出ていたら委嘱期間は4月1日からになるのか、任命の日からのどちらになるのですか。

○有澤教育推進課長 4月1日を任命期間にしたいなというふうに考えております。

○松久委員 ここに1年と書いてあるのに、4月でいいのかなという違和感があったので。

○有澤教育推進課長 本当はそうですね。4月1日に今年しておけばよかったのですけれども、これ6月の教育委員会会議に諮っていますので、来年度は予算が教育委員会会議にかけて、4月1日からスタートを切れると思うのですけれども、今年度に関しては特例として通常は1年だけれども、初年度に限っては任命の日から3月31日、要は年度末までにしたいと考えております。

○程野教育長 そのほかいかがですか。

(「なし」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、異議なしと認め、本件について原案どおり可決いたします。

◎日程第9「議案第13号 芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件」

○程野教育長 日程第7 日程第9「議案第13号 芽室町の部活動の在り方に関する方針改定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 22ページになります。

日程第9「議案第13号 芽室町の部活動の在り方に関する方針改正の件」であります。

芽室町の部活動の在り方に関する方針について改正しようとするものであります。なお、今回の改正は、北海道の部活動の在り方に関する方針、これが改正されまして、大会1か月前特例というのがあります。これは。通常は平日2時間、休日3時間程度というふうに部活動をされて練習がされておりますが、大会1か月前は平日3時間程度、また休日は4時間程度の練習をすることを認めるという特例が実は今までありました。

子どもたちの健康のため、廃止しようというのが今回の流れでございます。これに併せて本町の部活動の在り方の方針を策定しておりますので改正することにしました。

26 ページ御覧願います。

26 ページの中段以下になりますけれども、今回の特例の廃止に伴いまして、見え消しで⑤と⑥、これは今までの内容です。これを削除しまして、新たに⑤として1日の活動時間は長くても平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。⑥として、大会等の当日において、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

また、今回、併せて⑦が変わっております。気象等の熱中症警戒アラートが発せられた時間帯は原則として活動を行わないという追加がされております。これを本町でも同様に踏襲して、今回、改正とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

鳥本教育長職務代理者。

○鳥本教育長職務代理者 細かいところかもしれないですけども、熱中症警戒アラートは、屋外と屋内関係なく警戒が出たときには中止するということですか。

○有澤教育推進課長 示されている中では屋内外という記載はないです。

○程野教育長 そのほか、いかがですか。よろしいですか。

(「はい」と発する声あり)

○程野教育長 それでは、本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。今後の日程についてお願いします。

○事務局 今後の日程についてお伝えいたします。教育委員会定例会議でございますが、7月24日、月曜日、15時から開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

その他につきましては、7月7日、12日、14日にお知らせさせていただいておりますけれども、教育委員会学校訪問を実施しますのでよろしくをお願いします。

以上でございます。

○程野教育長 以上で、第5回教育委員会会議を終了いたします。



会議録署名 教育長 程 野 仁

会議録署名 教育委員 松 久 大 樹